報告 1「FD に係る学内の組織化と大学間連携について」

今 泉 柔 剛 (文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室長)

(今泉) 皆さん、こんにちは。私の話は、FD の課題、現状がどうなっているのか、それを文部科学省はどう把握しているのか、そしてそれを改善していくためにどういう取り組みを文部科学省は、どういう形で支援しようとしているのかという話をさせていただきたいと思います。

私が、最初に皆さんに問いかけたいものが3点あります。一つは、大学は誰のため、何のための大学なのかという問いです。二つ目が、大学にとってステークホルダーは誰なのかということです。三つ目の問いは、ステークホルダーが払うコストに対して、大学が提供するものは、きちんとペイするものになっているのかどうかという問いです。

大学は何のために存在するのか。これは教育基本法に法律上のことで言えば、非常に明確に書いてあるところです。 私も、教育基本法に書いてある教育研究活動が、大学が存在している意義であり、大学が行える最も重要な社会貢献 だと思います。大学のステークホルダーは誰なのか。一番簡単に答えを出すのであれば、大学の収入が誰からのもの であるか。財務状況を見ればどういう収入になっているのか。それがやはりステークホルダーの答えではないかと思 います。

国立大学においても、約半分は国から出ているお金ではありますが、15%ぐらいは、学生から出ているお金です。 私立大学にしてみれば、8割の収入が学生の授業料から出ているお金です。果たして、我々は大学関係者として、学生たちに対して、期待分の教育研究活動を提供できているのかどうか、また、国は、社会の代理人として国民の税金を各大学に配分していますが、その社会の代理人として配分した分が、きちんと社会還元されているのかどうかという点については、非常に関心があるところです。

大学改革についていろいろと考えるに当たって、時間軸があります。短期的な時間軸、中期的な時間軸、長期的な時間軸があります。長期的な時間軸でいえば、今後、高等教育に関しては道州制の問題とか、留学生 30 万人計画の問題とか、いろいろと難しい問題もあります。ただ、私どもは、短期的に思えば、これは長期的な課題でももちろんあるのですが、特に重要視していきたいのが大学教育の質の保証についてです。

昨年7月に文部科学省は、教育振興基本計画を策定しました。このスライドに出ているものは、今後5カ年間でやるべき高等教育の大きな方向性についてです。最初に、大学教育の質の保証を挙げています。当然、今回テーマでありますFDについても、その一環として表されております。言うまでもありませんが、文部科学省の仕事は、仕組み作りと、大きな方向性を出すことだと思っています。一方、大学の具体的な教育の中身、研究に対しては、国は口を出すべきではないと考えているところです。実際の教育内容の在り方、FDの在り方も含めた話は、恐らく私の後に講演されます3人の方々からあると思います。私からは、この仕組みと大きな方向性について話させていただければと思います。

ただいま教育の質の保証の話をしました。もう一度振り返ってみますと、平成 18 年 12 月に、教育基本法の改正がありました。全面的な改正を行い、その中で改めて高等教育の役割として、高い教養と専門的能力を育成する教育、深く真理を探究して新たな知見を創造する研究、こういう教育研究活動を通じて行う社会還元、社会の発展への寄与を大学の目的として定めました。そして、その教員に対しては、自己の崇高な使命を深く自覚して、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならないと、その職務についても規定したところです。単に初等中等教育の教員だけではなくて、この改正においては高等教育の教員をも意識に置いて作っています。

今回、大学の教育の質の保証については、昨年 12 月に学士課程答申を出しました。この教育の質の保証で、特に私どもが重要と考えているのは三つの方針です。一つは学位授与の方針で、そもそも自分たちの大学は、どういう学生を育てたいと思っているのかを、まず明確にすべきではないかということ、そして、その明確化された学位授与の方針を達成するために、体系的・組織的な教育課程の在り方、教育課程のカリキュラム方針が存在するのではないかということ、そして、こういうカリキュラム方針を実施するために必要な FD があり、教育内容があるのであろうと

いうことです。

具体的な中身については、各大学それぞれ学生のレベルや求めている専門分野がいろいろとあるだろうから、その手法については、我々は口を出しません。けれども、体系的・組織的な教育課程を設けるべきというのは、それはやはり大きな方針としてあるべきだと思っています。そしてそのために、どういう学生を受け入れれば学位授与の方針が達成できるような形になっていくのかを、学士課程答申では三つの方針として打ち出したところです。

そして文部科学省において、こういう大学教育の質の保証の観点で財政的な支援を行うために、平成 21 年度に 110 億円を設けて、大学教育学生支援推進事業を設定しています。この中で、FD についても推進したい大学については、この事業を使って支援していくことを考えているところです。この話については後ほど、もう少し申し上げます。

さらに FD に焦点を絞っていきますと、これは皆さんにとっては周知のことですが、ざっと近年の FD に関する法改正というか、実際は省令の改正なのですが、制度改正についておさらいさせてください。文部科学省において、特に FD に関する制度改正を打ち出したのが、「21 世紀答申」といわれる平成 10 年の中教審答申です。それを受けて平成 11 年に設置基準を改正して、このときには実施に努めなければならないという、努力義務化を行いました。

そしてそれをさらに促進するために、平成 17年に「将来像答申」といわれるものを策定し、さらに先ほど話した 平成 18年の教育基本法の改正において、初等中等教育だけではなくて、大学の教員まで含めた形で教員の任務を規 定しました。さらに学部に先駆けて平成 19年度から、大学院の教員に対しては、FD の実施が義務化されています。 さらに平成 20年度、本年度からは学部も含めて、全学的に FD の実施が義務化されたところです。

現在、我々文部科学省では、どのようにこの FD の現状を認識しているのか。実際に FD の実施している大学数については、86%の大学において既に実施しています。近年伸びていますし、平成 19 年度もまだ公表できないデータではありますが、引き続き伸びて 9 割近くの数字になっています。実際その内容については、講演会の開催が多くて、実は教員相互の授業評価はまだ比較的取り組みが少ない状況です。

あとは本学、京都大学にあるようなセンターの設置も、まだ比較的取り組みが進んでいない状態です。ただ、着実にその中身も良くなっているところが、こういう初任者に対する研修の重視の部分です。また、教員相互の授業参観が、途中段階ではあるけれども徐々に進みつつあり、授業検討会の開催やセンター以外の学内組織の設置も徐々に進みつつあります。

私は、FD についてはもうファーストステージは終えてセカンドステージに入りつつあるだろうと考えています。セカンドステージは何かというと、「FD の実質化」です。「実質化」というとよく分からない言葉になりますが、FD をやったことが授業改善にどうつながるのか、FD を通じてどのように教育が良くなっていくのか、そういうことを意味して私は「実質化」と今日は申し上げたいと思います。

これは中教審の先ほど話した学士課程答申に書いてある現在のFDの課題です。ざっと紹介させていただくと、「一方的な講義形式になっていること」や、先ほどのグラフにもありましたとおり、「講義形式がやはりまだ主流であって、日常的な教育改善の努力を促進するようなものにはまだ至っていないだろうということ」などがあります。また、「ピアレビューの評価文化がいまだに根づいていないこと」も、先ほどのデータに出ているところです。

もう一つ、研究面での業績評価については、ある程度評価しやすいところもあるのですが、「教員の業績において、教育面の評価についてはまだ十分ではないので、教育面の取り組みにインセンティブが働かないこと」や「教学経営の部分の PDCA サイクルの中で、FD が位置づけられていないこと、大学として組織的な活動にまだ到達していないことも課題であるだろうということ」が指摘されています。

さらに、実際に各大学において、この FD を進めるための人員体制、組織体制、または具体的なプログラムも、まだ不十分であろうという話が出ています。さらに学協会等において、分野別の質保証の取り組みも、まだ未発達です。さらに昨今増えてきている非常勤教員、または実務家教員への依存度が高まっている中において、彼らに対する FDが、実はまだなかなか進んでいない状況にあるということが指摘されているところです。

そういう中、FDのセカンドステージにおいて私どもが今後進めていきたいことは、学内の組織化です。もう一つ、 我々が進めていきたいことが FDのネットワーク化です。

FDの組織化がまず必要で、それはFDを通じて、目指すべき目標を設定すべきではないかということであり、具体的には、大学教員として必要な職能、教育力、公的な役割を明確化することが必要であろうと考えます。

そして FD の具体的な実施内容については、講義形式だけではなくて、双方向的なワークショップや、教員相互の評価、授業参観など、ピアレビュー方式を進めていく必要があると考えます。

さらに FD の実施に関しては、既に 300 大学については進んでいるところですが、新任教員に重点を置いた取り組みが必要になってくるだろうと思われます。また、FD を定期的にイベント的にやるだけではなくて、日々の教員の授業、教育に対する悩みに対してコンサルができるような組織体制も必要であろうと考えられます。さらに実際のFD の活動だけではなくて、教員の業績評価の面で、教育面の評価を重視していくことがあるだろうし、これはなかなか研究面とは違って、評価の在り方が難しいので、多角的な観点の評価が必要になってくるだろうと思います。

もう一つやらなくてはいけないのが、大学院生が大学の教員となる前に、大学教員となる準備プログラムがやはり 必要ではないかと考えています。

さらに、教学経営の中で、PDCAサイクルの中にきちんとFDを位置づけることや、すべての教員が、何らかの形でFDを受け、そして教育の実質化に向けた取り組みがされるようにしていくことが必要であろうと考えます。さらに大学教育センターのような形で、各大学におけるFDの拠点となるものを設け、もしそういうものが設けられない大学においては、他大学とのネットワークにおいて、そういうものを補完していく仕組み作りが必要であろうと考えます。

さらに学協会の充実強化への支援も必要になってくるだろうし、そして教員と共に大学改革を支える職員の能力開発、いわゆる SD についても取り組んでいく必要があるだろうし、この方向で学内の組織化を進めていくことが重要であると考えています。

そしてそういうものに対して、文部科学省は、平成 21 年度に 110 億円を使用して、大学教育・学生支援推進事業を設けることとしました。この事業は二つ分かれていますが、特に大学教育推進プログラムの中で、今話した大学のFD の組織化に対して、文部科学省はお金を出していきたいと思っています。先ほど国がお金を出す話をしましたが、我々は社会の代理人として、大学の生き残りのために大学にお金を出しているのではありません。大学が教育・研究活動をすることによって、社会貢献を果たしていく、そのために我々はお金を出しているのだと思います。

そういう優れた取り組みを行う者に対して、特に今回 FD に関していえば、FD の学内組織化を行う者に対して、補助金を用意しているところです。21 年度は80 件程度、新規採択する予定で、1 件当たり2300 万円を上限とした予算で、3 カ年継続の支援を行っていくことを考えています。

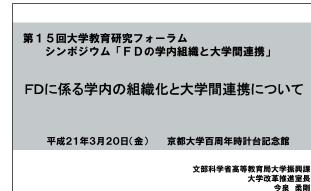
そして文部科学省が行っていきたい、もう一つの施策が、FDのネットワーク化についてです。ネットワーク化について、国の方で支援できるものとしては、戦略的大学連携支援事業があります。本年度から始まった事業ですが、30億円用意しています。今回、54件採択されていまして、その中の一つに、大学間の連携による効率的かつ効果的な大学運営で、FDのネットワーク化のことも対象としています。21年度においては、同じ事業ですが、倍増の60億円をこのために予算計上しています。

昨今、財政状況が厳しい中、倍増できるというものは、私どもの思いが表れているものではないかと思っています。この中で、先ほど話した FD の共同実施も対象としていきたいと考えているところです。既に先行事例があり、幾つか紹介したいと思いますが、時間がないので読んでいただければと思います。こういう形で、石川、北海道、北九州で、FD の合同実施を各テーマごとに行っているところです。

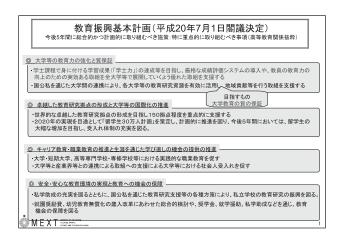
以上ですが、私ども国の立場としては、今まで、もしかしたら法人化前は、国は大学を、特に国立大学を、国家機関の一つとして管理する立場にあったかもしれません。ただ、法人化以降、私どもは意識の上でも、大学は我々が管理すべきものではなくて、支援すべきものと考えているところです。ただ、支援するその目的は、大学が生き残りをするためではなく、大学が行う教育と研究活動によって、社会貢献をしていくことだというのが私どもの思いです。ぜひ、このFDの取り組みを通じて、少しでも大学教育が良くなれば、そのことを通じてほんの少しでも社会が良くなるだろうし、ほんの少しでも社会が良くなれば、それはほんの少しでも日本を良くすることになるだろうし、ほんの少しでも日本を良くすることになれば、それは世界を良くすることにつながっていくだろうし、それであれば、国が国民の血税を使って、大学にお金を配分する意味も出てくるのではないかと思っているところです。

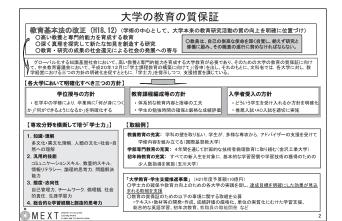
(及川) 今泉先生、ありがとうございました。今泉先生には、現在のFDの課題を整理していただき、FDが次の段階に移行するために必要な観点や、そのための支援事業についてご報告いただきました。

続いて、山形大学の小田先生にご発表いただきます。タイトルは「全学共通教育の FD から大学間連携 FD へ」ということで、ご発表をお願いいたします。

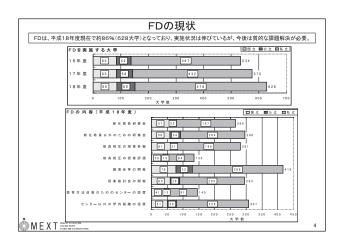


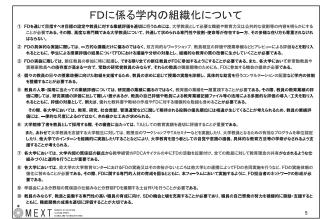
MEXT

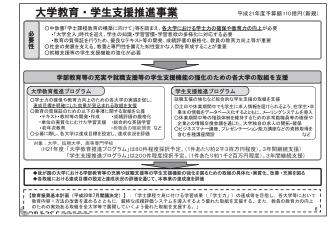


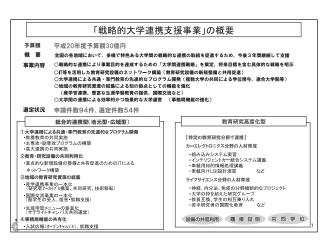


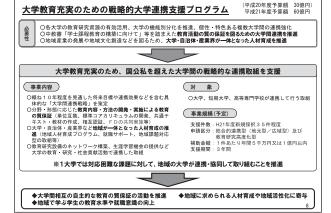
FDに関する制度改正と現状の課題 FDに関する現状の課題 FDに関する制度改正 学士課程教育の構築に向けてJ(H2O年12月中央教育審議会 1)「21世紀の大学像と今後の改革方針について」(平成10年中 審本哲中) 「各大学は、母々の教員の教育内容・方法の改善のため、全学的にあるいは 学部・学科全体で、それそれの大学等の理念・目標についての組織的な研究 「相様(FD)の実施に努めるものとする旨を大学設置基準において明確にする ことが必要である。」 音甲ル・ソフ: ()一方的な講義にとどまり、必ずしも、個々の教員のニーズに応じた実践的な内容になっておらず、教員の日常的な教育改善の努力 を促進・支援するに至っていない。 ②教員相互の評価、授業参観など、ピアレビューの評価文化がいまだ十分に根付いていない。 (2)平成11年9月の大学設置基準等の一部改正 「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研究 及び研究の実施に努めなければならないこととしたこと。」 ③研究面に比して教育面の業績評価などが不十分であり、教育力向上のためのインセンティブが働きにくい仕組みになっている。 ④教学経営のPDCAサイクルの中にFDの活動を位置付け、教育 理念の共有や見直しに生かす仕組みづくりと運用がなされていな (3)「我が国の高等教育の将来像」(平成17年中審会答申 「教員個々人の教育・研究能力の向上や事務職員・技術職員等を含めた管理 運営や教育・研究支援の充実を図ることも極めて重要である。」 (4)平成18年12月の教育基本法の一部改正 「・・教員は、自己の崇高な使命を深く目覚し、絶えず研究と修養に励み、その 教養の進行に努めなければならない。」 ⑥学協会による分野別の質保証の仕組みが未発達であり、分野別 FDを展開する基盤が十分に形成されていない。 (5)平成18年5月(H19年度施行)の大学院設置基準の一部改正 「大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」 ⑦非常勤教員や実務家教員への依存度が高まる一方で、それらの教員の職能開発には十分目が向けられていない。 (6)平成19年7月(H20年度施行)の大学設置基準等の一部改正 「大学は、提集内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」 「いかにFDの実質化を行うか」及び「いかにFDの 実質化のための条件整備を行うか」 MEXT

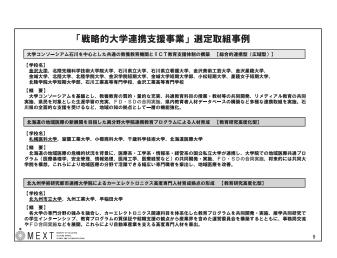












##